

山剣連第 37 号
令和7年6月9日

各地剣道連盟会長 殿

(一財) 山口県剣道連盟
会 長 堤 慶 一
[公印省略]

剣道四段・五段審査会の実施について（ご案内）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当剣道連盟の事業運営にご支援、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

当剣道連盟では、本年度の行事計画に基づき、標記審査会を別紙「実施要項」
のとおり実施いたします。

つきましては、地区会員に周知徹底されるとともに申込み手続き等をお願い
いたします。

剣道四段・五段審査会（再審査を含む）実施要項

1 期 日

令和7年8月23日（土）午前10時00分から

（受付時間 午前9時00分～同9時30分まで 時間厳守）

2 場 所

やまぐちリフレッシュパーク「サブアリーナ」

3 審査方法

全日本剣道連盟称号・段位審査規則及び（一財）山口県剣道連盟剣道・居合道・杖道称号段位審査規程による。

4 受審資格

地区剣道連盟の会員であり、各段の修行年数を経過している者

※ 全日本剣道連盟が、「特に優秀と認められた者」として認定した者は、称号・段級位審査規則第17条第2項第2号に規定する修行年数を経た場合に受審できる。

5 審査科目

(1) 受審者

実技、日本剣道形、学科（レポートを提出）

(2) 再審査（過去1年以内に実技を合格している者）

日本剣道形、学科（レポートを提出）

※ 学科に関しては、先に指示した注意事項を厳守してください。

※ 社会体育指導者資格初級の認定を受けた者は、五段の学科審査を免除するものとする。

6 審査申込み

(1) 申込期限

令和7年8月14日（木）【期限厳守のこと】

(2) 審査料

① 四段 7,150円、五段 8,250円

② 再審査

四段 3,630円、五段 4,180円

(3) 合格者の登録料等

① 四段～１７， ７２０円

※ 内訳（登録料：１６， ７２０円、特別振興金：１， ０００円）

② 五段～２３， １１０円

※ 内訳（登録料：２２， １１０円、特別振興金：１， ０００円）

③ 登録料等の納付

- 登録料等の徴収は、審査会当日にはいたしません。
- 審査会当日に振込用紙をお渡しますので、１週間以内に郵便振替にて納付していただきます。

(4) 送付先等

① 各地区剣道連盟は、受審者が会員（年会費納入等）であることを確認し、審査申込書を取りまとめて山口県剣道連盟事務局宛にメール又はＦＡＸにより送付すること。

- 申込書は正確かつ丁寧に記載すること。
- 特に名前を略字等で記載すると全剣連のシステム登録や証書に記載される字句となるので注意すること。
- 申込書の責任者欄の印漏れがないようにすること。

② 審査料は、郵便振替にて送金すること。（期限厳守のこと）

郵便振替 口座番号 ０１５５０－３－３８２０

加入者名 （一財）山口県剣道連盟

7 安全対策

(1) 感染症対策

受審者は、発熱等の症状がある場合や感染症に罹患した疑いがある場合には、受審を見合わせる。

(2) 一般的安全対策

- 受審者は、各自健康管理に十分留意すること。
- 主催者は、受審者において審査中に傷害等が発生した場合には応急の措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配をいたしますが、この場合の治療費は個人負担とします。
- 主催者は、受審者に対する傷害保険に加入します。
 - ※ 会場への往復途上は含まない。
 - ※ 入院：日額５， ０００円、通院：日額３， ０００円
- 受審者は健康保険証を持参のこと。

8 個人情報保護法の対応

申込書に記載される個人情報、山口県剣道連盟が実施する審査会の運営及びホームページへの掲載等のため利用する。

9 ビデオ撮影等

県剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- (1) 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- (2) 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数の者に配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。